

## 府中市福祉計画検討協議会の公開等について（案）

## 1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

## 2 傍聴希望への対応

## (1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、事前に広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

## (2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は5人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

## (3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認し、たうえで、指定された場所で傍聴する。

## (4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも配布し、会議終了後に回収する。

## 3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員による内容の確認が終了した後に、市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館及び西府図書館並びに市ホームページで一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

## 府中市福祉計画検討協議会の傍聴について

傍聴者は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴人名簿に住所、氏名、電話番号を記入して、ロビーでお待ちください。開会后、事務局がご案内しますので、指定された席にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が、職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言をしない
  - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
  - (3) 撮影、録音をしない
- 4 会議資料は持ち帰りできません。別紙「傍聴者用メモ用紙」をご利用ください。(メモ用紙はお持ち帰りいただけます。)
- 5 前条の規定に違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。